

健全化判断比率（令和3年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	10.3	25.0
将来負担比率	150.0	400.0

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- 2 この表において「早期健全化基準」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第5号に規定する早期健全化基準をいう。

資金不足比率（令和3年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
学術研究都市土地区画整理特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
公営競技事業会計	—	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。
- 2 この表において「経営健全化基準」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。